

撮影委託契約書

_____（以下「甲」という）を委託者とし
特定非営利活動法人 門真フィルムコミッション（以下「乙」という）を受託者とし、以下の通り、撮影業務に関する以下の契約を締結した。

第1条（目的）

甲は乙に対し以下の写真及び動画（以下「本著作物」という）の撮影を乙に委託し、乙はこれを受託する。またその際、別紙「撮影に関する注意事項承諾書」の内容を承諾したものとする。

- ・ データ形式：JPEG・MP4
- ・ 撮影内容：_____
- ・ 撮影場所：_____
- ・ 本著作物の使用目的：_____

第2条（制作費用等）

本業務の対価として甲は乙に金_____円及び地方消費税（費用内訳は別紙）を支払う。また必要となる経費については別途、甲は乙に支払うものとする。

なお、対価の支払方法は乙の指定する銀行口座に支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

第3条（委託内容等）

1. 本著作物は、前条で指定された形式のファイルをメールにて納入する。
2. 納期は_____年_____月_____日までとする。
3. 前項の納期は、業務状況によって変更することができる。
4. 本著作物について、乙は納入を受けた後、7日以内に検査し、本著作物に瑕疵又は甲の意図に合致しない場合はその旨を乙に通知し、当該通知を受けた乙は速やかに対応を行うものとする。

第4条（著作権等に関する保証等）

乙は、本著作物が、第三者の著作権やその他の権利を侵害していないことを保証し、本著作物が、第三者の著作権等を侵害しているとしてその使用を差し止められた場合、又は損害賠償を命じられた場合、乙は甲に生じた損害を賠償するとともに、第三者の著作権等を侵害しないものを新たに無償で甲に提供するものとする。

第5条（著作権の帰属）

本著作物の著作権等は乙が有し、対価を全額支払ったときに第一条記載の使用目的における使用权のみ甲に譲渡するものとする。二次使用などは認められず、二次使用の必要が生じた場合、甲

および乙は別に協議をし、新たに商取引を締結するものとする。

第6条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約遂行のため相手方より提供を受けて知り得た技術上又は営業上その他業務上の知り得る情報等を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合にはこの限りではない。

- （1）秘密保持義務を負うことなく既に所有している情報
- （2）本契約に違反することなくかつ公知となった情報
- （3）秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
- （4）相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

2. 本条の規定の効力は、本業務の完了後も存続する。

第7条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決をはかるものとする。

以上のとおり、商品販売委託契約が成立したので、これを証するため本契約書2通を作成し、甲乙各自押印の上、各1通を保有する。

締結日 年 月 日

甲)

住所

所属

役職

氏名

印

乙)

住所

所属

役職

氏名

大阪府門真市ひえ島町 32 番 8 号

特定非営利活動法人

門真フィルムコミッション

理事長 奈須 崇

印

①委託される方のお名前

②撮影内容と撮影場所、
映像の使用目的を記載。

③交渉が成立した制作費

④交渉で決定した納期

撮影委託契約書																							
① (以下「甲」という)を委託者とし 特定非営利活動法人 門真フィルムコミッション (以下「乙」という)を受託者とし、 以下の通り、撮影業務に関する以下の契約を締結した。 第1条 (目的) 甲は乙に対し以下の写真及び動画 (以下「本著作物」という)の撮影を乙に委託し、 乙はこれを受託する。 ・データ形式: JFIF・MP4 ・撮影内容: ② ・撮影期間: ③ ・本著作物の使用目的: ④ 第2条 (制作費用等) 本業務の対価として甲は乙に金 円及び消費税 (費用内訳は別紙)を支払う。また必要となる経費については別紙甲は乙に支払うものとする。 なお、対価の支払方法は乙の指定する銀行口座に支払うものとし、前払金等は甲の負担とする。 第3条 (著作内容等) 1. 本著作物は一枚表で指定された形式のファイル名で保存し、メールにて納入する。 2. 納期は ④ 年 月 日までとする。 3. 前項の納期は、業務状況によって変更することができる。 4. 本著作物について、乙は納入を受けた後、7日以内に検査し、本著作物の数量又は内容の誤りに合致しない場合はその旨を乙に通知し、当該通知を受けた乙は速やかに対応を行うものとする。 第4条 (著作権等に関する保証等) 乙は、本著作物が、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、 本著作物が、第三者の著作権等を侵害しているとしてその使用を差し止められた場合、又は損害賠償を命じられた場合、乙は甲に生じた損害を賠償するとともに、第三者の著作権等を侵害しないものを新たに制作して甲に提供するものとする。	第5条 (著作権の帰属) 本著作物の著作権等は乙が有し、対価を全額支払ったときに第一条記載の使用目的における使用権のみ甲に譲渡するものとする。二次使用などは認められず、二次使用の必要が生じた場合、甲および乙は別に協議をし、新たに権利取引を締結するものとする。 第6条 (秘密保持) 1. 甲および乙は、本契約の履行のため相手方より提供を受けた技術上又は事業上その他業務上の知り得る情報等を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合にはこの限りではない。 (1) 秘密保持義務を負うことなく既に所有している情報 (2) 本契約に違反することなくかつ公知となった情報 (3) 秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報 (4) 相手方から開示を受けた情報によらず、独自に開示した情報 2. 本条の規定の效力は、本業務の完了後も存続する。 第7条 (協議) 本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈が生じた事項については、甲乙協議をもって協議し解決をはかるものとする。 以上のとおり、両当事者は合意したもので、これを証するため本契約書2通を作成し、甲乙各が押印の上、各1通を保有する。 <table border="1"><tr><td>締結日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>甲)</td><td></td></tr><tr><td>住所</td><td></td></tr><tr><td>所属</td><td></td></tr><tr><td>役職</td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td>印</td></tr><tr><td>乙)</td><td></td></tr><tr><td>住所</td><td>大阪府門真市ひえ島町32番8号</td></tr><tr><td>所属</td><td>特定非営利活動法人</td></tr><tr><td>役職</td><td>門真フィルムコミッション</td></tr><tr><td>氏名</td><td>理事長 斎藤 崇 印</td></tr></table>	締結日	年 月 日	甲)		住所		所属		役職		氏名	印	乙)		住所	大阪府門真市ひえ島町32番8号	所属	特定非営利活動法人	役職	門真フィルムコミッション	氏名	理事長 斎藤 崇 印
締結日	年 月 日																						
甲)																							
住所																							
所属																							
役職																							
氏名	印																						
乙)																							
住所	大阪府門真市ひえ島町32番8号																						
所属	特定非営利活動法人																						
役職	門真フィルムコミッション																						
氏名	理事長 斎藤 崇 印																						

2枚を2部プリントアウトし、記載事項を承諾いただきましたら、
赤い丸印に割印をし、各数字と青い囲いの中を記載の上、青い丸印に押印をし、
2部ともご郵送ください。※メールやお電話にて商談成立後にご郵送ください。
①～④の欄は、交渉で成立した内容を記載ください。誤記は差し戻しとなります。

下記あて先まで、「撮影委託契約書」を2部と「撮影に関する注意事項承諾書」を1部、
すべて記入捺印の上でご郵送ください。

あて先

〒571-0037 大阪府門真市ひえ島町32番8号

特定非営利活動法人 門真フィルムコミッション撮影部